

### 地域福祉人材育成助成金を交付します

町では、福祉の分野に理解と熱意を持つ人材を確保・育成し、地域福祉の充実を図るため、福祉に係る資格を取得し、介護保険サービス事業所または障害福祉サービス事業所に勤務する方に助成金を交付しています。

#### 【助成額及び交付要件】

- 5万円
- ①事業所での勤務経験のない方で、資格を取得し、事業所で勤務を開始された方
- ②資格を持ち、勤務経験のある方で、3年以上の離職期間を経て、事業所で勤務を開始された方
- 3万円
- 事業所に勤務されている方で、資格を新たに取得された方

※助成金の申請は、1人1回まで。ただし、自己技能向上のため、新たに資格を取得された場合は、その都度3万円が支給となります。

#### 【助成の対象となる方】

- ①町内に住所がある方
- ②町税等を滞納されていない方（同一世帯に属する方も含みます）
- ③助成金申請日において、事業所に勤務されている方

### 【対象となる資格】

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、視能訓練士、手話通訳士、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員初任者・実務者研修修了者

#### 【対象となる事業所所在地】

比企郡市及び東秩父村

#### 申請

勤務を開始した日（資格取得については、資格を取得した日）から1年以内に申請してください。申請用紙は健康いきいき課または町ホームページから取得できます。

問合せ 健康いきいき課 社会福祉担当 ☎62-0716

### 献血にご協力ください

血液は、人工的に作ることはできず、長期間の保存もできません。そのため必要な血液を十分に確保しておくためには毎日新しい血液を確保する必要があります。大切な命を救うためご協力をお願いします。

日時 1月9日(水) 9時30分～11時45分、13時～16時  
場所 嵐山町役場  
問合せ 健康いきいき課 健康管理担当 ☎62-0716

### 65歳からの介護保険料について

介護保険料は、64歳までは加入されている医療保険から介護分として納めていただいています。65歳からはお住まいの市町村へ納めていただくこととなります。

65歳になる月の月上旬に、町から「介護保険被保険者証」と「介護保険料納入通知書」を送付します。介護保険被保険者証は、介護認定申請等をする際に必要になりますので、大切に保管してください。

なお、65歳になられた年度は、すぐに特別徴収（年金からの天引き）とはなりませんので、普通徴収（納付書払いまたは口座振替）で納めていただきます。

年金からの天引きへは、条件成立後自動的に切り替えになります。その際は、改めて通知します。

ご不明な点等はお問い合わせください。  
問合せ 長寿生きがい課 長寿生きがい担当 ☎62-0718

### 嵐山町人権問題研修会を開催します

男女共同参画の視点から地域防災を考える

東日本大震災や熊本地震では、避難所での女性の視点不足による課題が明らかになりました。相次ぐ自然災害に備え、地域で取り組むべきことは何か。東日本大震災直後から、男女共同参画の視点で取り組みを行ってきた講師とともに考えます。

日時 1月19日(土)  
①10時～②13時  
(各回90分程度・同内容)

場所 町民ホール  
啓発映画 『安心できる避難所づくり～男女共同参画の視点を避難所運営に～』(2012)

講師 独立行政法人 国立女性教育会館 事業課 専門職員 丹羽 麻子 氏  
演題 「災害・防災と男女共同参画」  
申込み・問合せ 文化スポーツ課 ☎62-0824

### 犬の登録と狂犬病予防注射について

犬を飼う場合は、生涯1回の登録と毎年1回(4月1日から6月30日の間)の狂犬病予防注射が義務づけられています。生後91日以上の子犬を新たに飼い始めた方は狂犬病予防注射を済ませ30日以内に登録をしてください。なお、動物病院で予防注射を受けた場合は、動物病院より交付された注射済証を提出していただき、町より交付された鑑札と狂犬病予防注射済票を犬の首輪等につけてください。

各種手数料  
登録(鑑札交付)3,000円、注射済票(注射済票交付)550円、鑑札再交付1,600円、注射済票再交付340円。

犬の転入・転出  
転入の場合、前住所地で交付を受けた鑑札を持参して、30日以内に届出をしてください。転出の場合、犬の登録事項変更届を提出し、転出先(新住所地)へ届出をしてください。

犬が死亡したとき  
電話で環境課へ連絡するか、死亡届を環境課窓口へ提出してください。

問合せ 環境課 環境担当 ☎62-0719

### まちづくり整備課

## 降雪時の除雪作業にご理解とご協力をお願いします

雪が降った場合、県道の主要道路は東松山県土整備事務所が、町道の主要道路は町の委託を受けた業者が除雪作業を行っています。

しかし、町内全域の除雪は困難となります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

### ○地域ぐるみの除雪を願っています

町は主要道路の除雪を優先的に行います。その他の道路や私道は地域での除雪をお願いします。歩道や通学路、高齢者世帯等は、ご近所の方との協力により、除雪をお願いします。

### ○自宅前の除雪は皆さんで願っています

玄関や車庫の前には、ごうし



ても雪が残ってしまうことがあります。ご自宅の玄関前の除雪は皆さんで行ってください。

### ○道路に雪を捨てないでください

雪を道路に捨てると通行の妨げとなるばかりでなく、事故の原因にもなります。各家での雪の処分は所有する敷地内で行ってください。

### ○タイヤも冬支度をしましょう

路面凍結時の安全を確保するため、雪用タイヤの装着やタイヤチェーンの携行をお願いします。1台の車が立ち往生すると緊急車両の妨げとなることもあります。



### ○路上駐車はしないでください

路上駐車は除雪作業に支障をきたすだけでなく、交通事故や渋滞の原因にもなります。

### ○私有地の樹木などは日頃からお手入れを

私有地の樹木が雪の重みで倒れ、道路を塞ぎ、運行の妨げになることがあります。日頃から庭木や樹木、特に竹林の手入れをお願いします。



問合せ まちづくり整備課 維持管理担当 ☎62-0721  
地域支援課 人権・安全安心担当 ☎62-2152

### 農政課

### 山林の適正管理をお願いします

山林は、木材の供給をはじめ、山の斜面に張った根が山崩れを防ぐほか、雨水を蓄え浄化する水源のかん養や、地球温暖化の防止など、私たちの暮らしに欠かせない「多面的機能」を持っています。

これらの機能を維持するためには、下草刈や間伐などの森林整備を行う必要があります。整備されていない山林は、山火事や倒木の危険、イノシシ、シカなどの野生動物のねぐらとなり、農業被害の温床となります。



下草刈りの様子

所有者の方、管理者の方は、適正な管理をお願いします。  
問合せ 農政課 農業振興担当 ☎59-6671

### 地域支援課

### 皆さんの声をまちづくりに町政モニターを募集します

町では、広く町民の皆さんから意見・提言をお聴きし、今後のまちづくり、住民サービス向上に活かして行くため、町政モニターを募集します。

主な職務 インターネットによるアンケートに答えていただきます。

応募資格 4月1日現在満18歳以上で、本町の住民基本台帳に登録されている方、かつインターネットを利用できる機器を保有している方(ただし、国及び地方公共団体の職員または町議会議員など公選による職の方は除きます)

定数 100名以内  
任期 2年  
謝礼 インターネットによるアンケート調査への回答1回につき500円(地域商品券等を送付します)

応募方法 詳しくは町ホームページをご覧ください。なお、2次エントリーから申し込みます。  
問合せ 地域支援課 政策創生担当 ☎62-2152

